

糸島市補助金設計書

所管課 農業振興課

| | |
|-------|------------------|
| 補助金名称 | 農村女性活動促進事業補助金 |
| 区分 | ②奨励・支援的事業補助 |
| 該当例規等 | 糸島市農業振興事業補助金交付規程 |

【長期総合計画体系】

基本目標5_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり

政策1_農林水産業の振興

施策③_担い手育成

1 補助の目的

市内の女性農業者団体が行う取組に必要な費用の一部を補助することで、食育・地産地消に対する市民の意識を高めるとともに、消費者との交流等による女性農業者の資質向上、活躍を図る。

2 成果指標

指標① 女性農業者団体活動への参加率

目標値① 90 (単位) %

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

- ・女性農業者団体の消費者との交流・食育事業
- ・女性農業者団体の地位・資質向上に係る事業

【補助対象者】

市内女性農業者団体

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

補助対象事業に要する直接経費(研修費、広報費等)

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 95 % 又は 分の

【補助上限額】 200,000

【積算根拠】

女性農業者の農業への進出を促進し、地位・資質向上を図るとともに、消費者との交流や食育の推進事業を実施することは、糸島市農力を育む基本計画の施策の実現、及び市の農業に関する重要な役職となる農業委員や県アドバイザーの選出にも必要であり、公益性が高い。当該事業の実施は団体の自主財源が少ないため、補助率の例外を適用しなければ補助目的が実現できない。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで